

第 35 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（14 名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	
2 佐竹 静		16 三輪 則夫
	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎		
	14 吉田 幹夫	

欠席委員（5 名）

3 棚橋 新一	7 柳瀬 美穂	9 林 新太郎
13 田部 恵	15 桐山 文子	

その他の出席者（4 名）

		長谷川主任
矢野事務局次長	堀主幹	石原主事

傍聴人 1 名

議案

議案第 708 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 709 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 710 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第 35 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただ今から、第 35 回定例農業委員会を始めたいと思います。
 本日の議事録署名者に、5 番 森委員、1 7 番 辻元委員の両名の方
 をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

 ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
 では、ただ今から議案審議にはいります。

 議案第 7 0 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題
 に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 7 0 8 号 農地法第 3 条関係申請明細について、説明させて頂
 きます。

 4 件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、
 農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断してござ
 います。

 こちらの事案のうち 2 番につきましては、出席の委員のうち、1 4 番、
 に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の
 規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このま
 ま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、
 よろしくお願いします。

- 1 番、所有権移転によります、田、1 5 5 m²で、ございます。取得後は
 野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるも
 のと認められます。
- 2 番、所有権移転によります、田、2 筆合わせて、2, 3 3 0 m²で、
 ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は
 効率的に利用されるものと認められます。
- 3 番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、1 6 5. 2 8 m²で、
 ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は
 効率的に利用されるものと認められます。
- 4 番、使用貸借権によります、田、1, 2 8 1 m²で、ございます。
 取得後は水稻の栽培が行われる予定です。所有者遠方に在住によ
 り、使用借人は、市内在住の所有者親族の農機具を使用し、当該

親族と共に、耕作を進めていくとの事です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、2番の事案につきましては、14番 吉田委員に関する事案がありますので、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第709号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第709号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、使用貸借権によります、畑、417㎡で分家住宅でございます。
農地の区分は、上下水道の敷設された道路に接道し、500m以内に2以上の医療施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第710号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第710号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明させていただきます。

こちらの事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、採決には加わらないよう、よろしくお願いします。

農地利用最適化推進委員は、農業委員の推薦及び募集の期間と同じく、令和8年2月2日から3月2日まで推薦及び募集を行いました。

定数20名のところ22名の被推薦者及び応募者がありました。

別紙資料1をご覧ください。

大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則でございます。

農地利用最適化推進委員は、第3条により区域ごとに定数が定められております。各区域の定数は、2ページから5ページの別表（第3条関係）をご覧ください。第1区域 中部から、第20区域 時までの全20区域、定数が各1名となっております。

定数どおりの区域の候補者については、農地利用最適化推進委員としてふさわしいかご審議ください。また、定数を超えた区域の候補者については、委員選任のご審議をお願いします。

第4条をご覧ください。

第4条の推薦及び応募の資格ですが、第1項の(1)市の職員でないこと。(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。のいずれにも該当するものとあります。

今回の被推薦者及び応募者はこのいずれにも該当しますので、推薦及び応募の資格を満たしております。

また、被推薦者及び応募者は、全員市内に住所を有する者でございます。

別紙資料2 「農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項」の3ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と共に、各地区の地域計画検討会において会長や副会長等の中心的な役割を担っております。このことから、「1 職務内容」において、推進委員の重要な職務として、地域計画における目標地図の見直しに向け、各地区の検討会において、中心的な役割を担うことを明記してあります。

今後のスケジュールですが、本日、農地利用最適化推進委員を選考いたしましたら、6月中に被推薦者及び応募者に選考結果を通知します。

そして、7月21日に農業委員会が農地利用最適化推進委員に委嘱状を渡します。

別にお配りしております、(右上に別紙の記載)大垣市農地利用最適化推進委員の被推薦者及び応募者一覧をご覧ください。併せて、一覧表の名前順に、候補者推薦書等を添付しております。

被推薦者及び応募者を順に説明させていただきます。

委員の皆様にお配りしております、候補者推薦書と併せてご覧ください。

なお、お配りした申込書の写しにつきましては、本定例会閉会後に回収させていただきますので、ご周知置きください。

第1区域です。応募者2名です。

- ・1番、五島貞次さんです。

住所地は中部地区で、中部地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は75歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では副会長を担っていただいております。

- ・ 2 番、宮脇万記臣さんです。

住所地は安井地区で、一般募集です。

年齢は 55 歳、職業は行政書士、土地家屋調査士です。

現在まで、地域計画検討会には参加していません。

なお、当該応募者は、この第 1 区域の他に、第 4 区域、第 14 区域に応募しています。

第 2 区域です。応募者 1 名です。

- ・ 3 番、大橋耕司さんです。

住所地は南杭瀬地区で、南杭瀬地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は 74 歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では副会長を担っていただいております。

第 3 区域です。応募者 2 名です。

- ・ 4 番、名和善昭さんです。

住所地は多芸島地区で、多芸島地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は 71 歳、職業は団体役員です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では副会長を担っていただいております。

- ・ 5 番、野村好一さんです。

住所地は多芸島地区で、國枝 由道さん外 2 名からの一般推薦です。

年齢は 74 歳、職業は会社員です。

現在まで、地域計画検討会には参加していません。

第 4 区域です。応募者 2 名です。

- ・ 6 番、兒玉巧さんです。

住所地は安井地区で、安井地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は 71 歳、職業は農業です。

地域計画検討会では副会長を担っていただいております。

- ・ 7 番、宮脇万記臣さんです。
先程、第 1 区域で説明したので省略します。

第 5 区域です。応募者 1 名です。

- ・ 8 番、山中秀夫さんです。
住所地は宇留生地区で、宇留生地区農事改良組合からの団体推薦です。
年齢は 73 歳、職業は農業です。
地域計画検討会では、構成員として参加していただいております。

第 6 区域です。応募者 1 名です。

- ・ 9 番、稲川芳樹さんです。
住所地は中川地区で、中川地区農事改良組合長会からの団体推薦です。
年齢は 72 歳、職業は農業です。
現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第 7 区域です。応募者 1 名です。

- ・ 10 番、清水茂己さんです。
住所地は和合地区で、和合地区農事改良組合からの団体推薦です。
年齢は 78 歳、職業は自営業です。
現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、会長を担っていただいております。

第 8 区域です。応募者 1 名です。

- ・ 11 番、市川浩示さんです。
住所地は静里地区で、静里地区農事改良組合からの団体推薦です。
年齢は 72 歳、職業は農業です。
現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第 9 区域です。応募者 1 名です。

- ・ 12 番、傍島勝美さんです。
住所地は綾里地区で、綾里地区農事改良組合からの団体推薦です。
年齢は 68 歳、職業は農業です。
現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、会長を担っていただいております。

第10区域です。応募者1名です。

- ・13番、廣瀬悦治さんです。

住所地は荒崎地区で、荒崎地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は77歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第11区域です。応募者1名です。

- ・14番、渡部幸一さんです。

住所地は洲本地区で、洲本地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は74歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第12区域です。応募者1名です。

- ・15番、高木敏幸さんです。

住所地は浅草地区で、浅草地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は79歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第13区域です。応募者1名です。

- ・16番、川合義晴さんです。

住所地は川並地区で、川並地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は81歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第14区域です。応募者2名です。

- ・17番、三摩隆英さんです。

住所地は三城地区で、三城地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は77歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

- ・18番、宮脇万記臣さんです。

先程、第1区域で説明したので省略します。

第15区域です。応募者1名です。

- ・19番、下野千秋さんです。

住所地は墨俣地区で、墨俣地区農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は68歳、職業は農業です。

現在まで、地域計画検討会には参加されていません。

第16区域です。応募者1名です。

- ・20番、増田正幸さんです。

住所地は赤坂地区で、高山成雄さん外2名からの一般推薦です。

年齢は49歳、職業は農業です。

地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第17区域です。応募者1名です。

- ・21番、上田彰さんです。

住所地は青墓地区で、青墓地域支農会からの団体推薦です。年齢は

72歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第18区域です。応募者1名です。

- ・22番、高木正美さんです。

住所地は牧田地区で、牧田・一之瀬農事改良組合からの団体推薦です。

年齢は63歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、会長を担っていただいております。

第19区域です。応募者1名です。

- ・23番、谷川利美さんです。

住所地は多良地区で、多良連合自治会からの団体推薦です。

年齢は67歳、職業は農業です。

現職の農地利用最適化推進委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

第20区域です。応募者1名です。

- ・24番、辻元政博さんです。

住所地は時地区で、時連合自治会からの団体推薦です。

年齢は72歳、職業は農業です。

現職の農業委員で、地域計画検討会では、副会長を担っていただいております。

以上、一覧表で、白色の部分となりますが、第1区域の中部、第3区域の多芸島、第4区域の安井及び第14区域の三城を除く第2区域、第5区域から第13区域及び第15区域から第20区域については、定数1に対し、応募者が1人でした。

説明は以上になります。

農地利用最適化推進委員の選考についてご審議をよろしく申し上げます。

議長 先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、当事者である、辻元委員は農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、自身に関わる区域の審議及び裁決には加わらないようお願いいたします。また、推薦人として、中津委員、吉田委員、清水委員、高橋委員に関する事案がありますので、自身に関わる区域の審議及び採決には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(特になし)

まずはじめに、大垣市全20区域のうち、第1区域の中部、第3区域の多芸島、第4区域の安井及び第14区域の三城を除いた応募者1名の区域について、農地利用最適化推進委員としてふさわしいか審議したいと思います。

別紙のとおり、候補者名が一覧として挙がっていますが、次ページから始まる応募用紙記載の内容と併せて、第1区域の中部、第3区域の多芸島、第4区域の安井及び第14区域の三城以外の地区について、農地利用最適化推進委員としていかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、応募者が1人の区域については決定として、次に応募者が複数の区域であります、第1区域の中部、第3区域の多芸島、第4区域の安

井、第14区域の三城につきまして1名を選任したいと思います。

選任の方法として、応募者2名の地区について、委員の投票を行いたいと考えますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

事務局 これから、投票用紙を各委員さんにお配りします。

投票用紙には、候補者氏名が記載されておりますので、上側の覧に、推進委員にふさわしい方に○をつけて下さい。

投票が終わりましたら、事務局職員が、投票箱を持って回りますから、投票をお願いします。

第1区域から順に、投票用紙をお配りします。

お配りしましたら、記入をお願いします。

先程の話のとおり、第1区域について、中津委員には、議事の制限により、投票用紙は配布しません。

記入が終わりましたら、事務局職員が投票箱を持って回りますので投票をお願いします。

第1区域から順に投函して頂きまして、その都度開票します。

開票の立会については、高橋、吉田両副会長にお願いしたいと思います。

議長 それでは、投票用紙に記入をお願いします。

第1区域投票

<事務局にて票回収>

<高橋、吉田両副会長立会いの下開票>

<投票結果発表>

第3区域の投票

<事務局にて票回収>

<高橋、吉田両副会長立会いの下開票>

<投票結果発表>

第4区域の投票

<事務局にて票回収>

<高橋、吉田両副会長立会いの下開票>

<投票結果発表>

第14区域の投票。

<事務局にて票回収>

<高橋、吉田両副会長立会いの下開票>

<投票結果発表>

以上の結果、農地利用最適化推進委員について、応募者が1人の区域はそのまま決定し、候補者が重複した区域について、第1区域を五島さん、第3区域を名和さん、第4区域を兒玉さん、第14区域を三摩さんに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案710号 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、第1区域、第3区域、第4区域、第14区域以外につきましては、候補者のとおり、第1区域は五島さん、第3区域は名和さん、第4区域は兒玉さん、第14区域は三摩さんに決定いたします。次に移ります。

報告第35号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局

報告第35号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、畑、317㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

2番、田、226㎡で、賃貸住宅及び駐車場でございます。

3番、畑、93㎡で、一般個人住宅（通路・庭）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、11件申請されています。

4番、所有権移転によります、田、82㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、294㎡で、一般個人住宅でございます。

6番、所有権移転によります、畑、16㎡で、宅地分譲でございます。

7番、所有権移転によります、田、372㎡で、共同住宅でございます。

3ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、田、387㎡で、共同住宅でございます。

9番、所有権移転によります、畑、468㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、使用貸借権によります、畑、2筆合わせて、480㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、使用貸借権によります、田、201㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,380㎡で、宅地分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、951㎡で、長屋住宅でございます。

4ページをお願いします。

14番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、527㎡で、建売分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっております。

りますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

15番、田、畑、6筆合わせて、4, 225㎡でございます。

16番、田（畑）、1, 636㎡でございます。

17番、田、3筆合わせて、2, 574㎡でございます。

18番、田、177㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時38分閉会